

令和7年5月27日

回 答 書

(令和7年度 玉野市国民健康保険重複多剤服薬適正化業務に係るプロポーザル提案)

件 名	質 問 内 容	回 答
抽出条件について	重複服薬者、多剤服薬者ともに3か月連続して該当していることが抽出条件となっておりますが、この条件では対象者が少なくなることが推察されます。対象者を幅広く抽出するために直近ひと月だけ該当している場合も対象者として抽出しても問題ないでしょうか。	業務仕様書に記載のとおり、3か月連続して該当していることを抽出条件と考えておりますが、実際に抽出された件数によっては、市と委託事業者で協議の上、対象者を選定させていただきます。
通知物の内容について	通知物に直近3か月分の服薬情報・医療機関を掲載することになっておりますが、効果的な指導や相談となるように直近ひと月分の最新情報のみの掲載でも問題ないでしょうか。	効果が見込めるのであれば、通知物への掲載は直近ひと月分でも構いません。 よって、業務仕様書の5(3)アから、「また、少なくとも直近3か月の服薬情報・医療機関等の記載をすること。」を削除します。

【所管課】

玉野市役所 市民生活部保険年金課

電 話 番 号 : 0 8 6 3 - 3 2 - 5 5 2 8

F A X 番 号 : 0 8 6 3 - 3 2 - 5 5 6 3

E - m a i l : hokennenkin@city.tamano.lg.jp